

福祉



認知症介護者家族会(学習会)



●認知症の人とのコミュニケーションのポイントと介護者同士の交流会
日時 5月12日(木)午後1時30分～3時30分
会場 百人町地域交流館(百人町2-18-21)
対象 区内在住で認知症の方を介護しているご家族
講師 木原幹洋(鈴木医院神経内科医師)
申込み 電話かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4594・☎(5272)0352

ささえーる中落合の講座



●お手軽メニューで健康長寿「季節のちらし寿司」
日時 5月26日(木)午前9時30分～12時
対象 区内在住の方、8名
講師 板垣裕(管理栄養士)
会場・申込み 5月19日(木)までに電話または直接、問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。
問合せ 同館(中落合1-7-1) ☎(3565)6375(日曜日、祝日等を除く午前9時～午後6時)

介護者家族会



高齢のご家族を介護している方、介護していた方同士が、介護の悩みを語り合い、情報交換する場です。当日直接、会場へおいでください(入退場自由)。介護のために参加が難しい方は、ご相談ください。
5月の日時・会場 ▶四谷の会…12日(木)午後1時30分～3時30分/四谷保健センター等複合施設(四谷三栄町10-16)、▶フレンズ2…24日(木)午後1時～3時/牛込笹筒地域センター(笹筒町15)、▶わきあいあい…11日(木)午後1時30分～3時30分/戸山シニア活動館(戸山2-27-2)、▶大久保・あった会…10日(木)午後1時30分～3時30分/大久保地域センター(大久保2-12-7)、▶ひとやすみの会…28日(土)午後1時30分～4時/新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、▶かずら会…19日(木)午後1時30分～3時/落合第二地域センター(中落合4-17-13)
問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4254

戸山シニア活動館の講座



- ① ガーデニングサポーター養成講座(全6回)
日時 5月30日、6月20日、7月25日、8月22日、9月26日、10月24日 の月曜日午前10時～12時
対象 区内在住の方、12名
内容 植栽の基礎知識や庭造りなどを学びながら実習
- ② 認知症予防講演会～絵本の読み聞かせで脳と地域を活性化
日時 5月30日(月)午前9時30分～11時30分
対象 区内在住の50歳以上、23名
内容 講演「なぜ絵本の読み聞かせで脳と地域を活性化なのか」と読み聞かせの実演
- ③ 認知症予防になる!シニアの絵本読み聞かせ講座(全13回)
日時 6月13日～9月26日の毎週月曜日(祝日と8月15日を除く)、午前9時30分～11時30分
※6月13日(月)・9月26日(月)の講座終了後に健康調査が、全日程終了後にフォローアップ講座があります。
対象 区内在住の50歳以上、15名……<①～③共通>……
会場・申込み ①②は5月1日(日)午前9時から電話または直接、戸山シニア活動館(戸山2-27-2) ☎(3204)2422へ。いずれも先着順。③は②の講演会参加時に受け付けます。応募者多数の場合は抽選。
問合せ ささえーる 薬王寺 ☎(3353)2333(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)



ご参加ください

新宿いきいき体操



サポーター養成セミナー

新宿いきいき体操の指導法を学び、「新宿いきいき体操サポーター」として活動してみませんか。2日間のセミナーを修了した方には修了証書をお渡しし、サポーター名簿に登録します。

持ち物等詳しくは、申し込み後に郵送でお知らせします。

日時 6月3日(金)・10日(金)午後2時～4時、全2回
会場 大久保スポーツプラザ(大久保3-7-42)
対象 区内在住・在勤の18歳以上、10名程度

内容 新宿いきいき体操の実践や介護予防の知識を深める講義
申込み 4月27日(水)～5月26日(木)に電話またはファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着順。

問合せ 地域包括ケア推進課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273)4568・☎(6205)5083



▲歌舞伎のポーズ

障害のある方へ 助成制度をご利用ください

各手当の支給の対象に該当し、まだ受給していない方は、申請してください。申請後、各手当とも5月・8月・11月・2月に助成金を振り込みます。

問合せ 障害者福祉課相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4518・☎(3209)3441

◆心身障害者福祉手当(区制度)

対象 次のいずれかに該当する方
 ▶身体障害者手帳1～3級、▶愛の手帳1～4度、▶精神障害者保健福祉手帳1級、▶脳性まひ・進行性筋萎縮症、▶難病疾病、▶戦傷病者手帳特別項症～2項症
 ※施設に入所している方、児童育成手当の障害者手当支給対象の方、新規申請で(手帳取得時)65歳以上の方、所得が一定以上の方は対象外です。
手当額(月額) 15,500円(身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は7,750円)

◆特別障害者手当(国制度)

対象 次のいずれかに該当する方
 ◎特別障害者手当
 日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある20歳以上の方で、①身体障害者手帳おおむね1級、2級で重複障害の方、②愛の手帳おおむね1度、2度で重複障害の方、①②と同程度の疾病・精神障害の方
 ※施設に入所している方、病院等に3か月を超えて入院している方、本人と扶養義務者の所得が一定額以上ある方は対象外です。

◎障害児福祉手当

日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満の方で、①身体障害者手帳おおむね1級、2級の一部の方、②愛の手帳おおむね1度、2度の方、①②と同程度の疾病・精神障害の方
 ※施設に入所している方、障害を理由とする年金を受けている方、本人と扶養義務者の所得が一定額以上ある方は対象外です。

手当額(月額) ▶特別障害者手当27,300円、▶障害児福祉手当14,850円

■受給資格喪失時の届出はお忘れなく

次に該当する場合は、手当の受給者資格がなくなりますので、必ず届け出てください。

▶死亡したとき、▶新宿区から転出したとき、▶下表の施設に入所したとき

入所施設等	心身障害者福祉手当	特別障害者手当等
養護老人ホーム	×	×
特別養護老人ホーム	×	×
介護老人福祉施設	×	×
軽費老人ホーム	×	○
救護施設・更生施設	×	×
障害者支援施設・障害児入所施設	×	×
病院等に3か月を超えて入院	○	×

(×は受給不可、○は受給可)